

取組の方向5

## 体を鍛え健康に生活する力を培う

### <主要施策13 体力向上を図る取組の推進>

#### 1 「アクティブプラン to 2020」の推進（指導部）

長期的に子供の体力が低下している中、平成32年度までに、体力合計点の東京都平均値を、小学生は都道府県別の上位、中学生・高校生は全国平均値程度まで向上させることを目標として、総合的な子供の基礎体力向上方策を推進する。

##### (1) 「子供の体力向上推進本部」等の設置

平成21年5月に「子供の体力向上推進本部」を設置し、総合的な子供の基礎体力向上方策として、平成22年7月に「第1次推進計画」を、平成25年2月に「第2次推進計画」を、平成28年1月に「アクティブプラン to 2020」（第3次推進計画）を策定した。引き続き子供の体力低下問題を社会全体で解決していくための検討を行う。

##### (2) 東京都統一体力テストの全公立学校での実施

公立学校の全ての児童・生徒を対象とした東京都統一体力テストを実施し、児童・生徒一人一人に結果を還元し、一人一人が自ら課題を持って体力向上に取り組むことができるようにするとともに、実態把握と評価・分析に基づく授業改善を行う。また、東京都統一体力テストの調査結果を基に、新たに体力向上の目標を定め、具体的取組を行う「アクティブプラン to 2020」を、都教育委員会、区市町村教育委員会及び学校が一体となって推進する。

毎年6月を「体力テスト実施月間」とし、全公立学校が、4・5月に体力テストの意義や目的、学校の体力・運動能力の実態と全体的傾向、児童・生徒一人一人による目標（値）の設定、各種目の実施方法等について確実に指導した上で、東京都全体で6月に体力テストを実施する。

##### (3) 投力を中心に、体力を高める運動指導のガイドラインの作成

「投力」等、体力テストの結果が低い種目に重点を置いた体力向上の実践的な取組について実践研究する。研究成果を「投力を中心に、体力を高める運動指導のガイドライン」としてまとめ、各学校の状況に応じた解決策やアプローチの仕方を、体育の授業や運動部活動において活用していく。

##### (4) 「一校一取組」・「一学級一実践」運動の推進

全公立学校において、体力向上に向けた具体的な取組を展開する。

##### (5) 中学生「東京駅伝」大会

中学校教育の一環として、中学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上、スポーツの振興及び生徒の競技力の向上を目的として、区市町村対抗の駅伝競走を実施する。

- (6) コーディネーショントレーニングの地域拠点校による普及  
脳と体幹を鍛えるコーディネーショントレーニングについて、実施校の一層の拡大に向けて、地域拠点校を定め、実践内容を地域に発信する。
- (7) 全中学校を「アクティブスクール」として指定し、体力向上の取組を展開  
全中学校を「アクティブスクール」として位置付け、自校の目標（値）や取組内容を定めた「体力向上推進計画」を作成し、取組を強力に推進していく。
- (8) 「アクティブライフ研究実践校」や「スーパーアクティブスクール」による先進的取組の研究開発・普及  
中学校62校を「スーパーアクティブスクール」に指定し、体力を向上させるための指導法等について先進的な研究開発を行い、優れた取組や成果を広く発信することを通して、全中学校の体力向上の取組の充実を図る。  
また、小学校20校を「アクティブライフ研究実践校」に指定し、基本的な生活習慣の定着・改善に向けた取組や栄養・運動・休養の健康三原則に係る保健指導などの具体的取組を実践研究し、優れた取組や成果を広く発信することを通して、全小学校の健康教育の充実を図る。
- (9) 「スポーツ特別強化校」の指定
- ア 部活動による競技力向上  
東京2020大会の開催を踏まえ、運動部活動による競技力向上を一層推進する。
- イ 都立高等学校におけるスポーツ特別強化校事業  
都立高等学校に各スポーツを強化する部活動を50部指定し、全国大会等に出場できるよう競技力の向上を一層促進する。
- ウ スポーツ特別強化校へのスーパーバイザーの導入  
東京2020大会の開催を踏まえ、優秀な指導者等を都立高等学校の運動部活動に試行的に導入し、競技力向上を目標とした部活動の効果を検証する。
- (10) 都立高等学校運動部活動全体の活性化
- ア 部活動指導の民間委託モデル事業  
中学校・高等学校の部活動指導が教員の過重な負担となっている現状がある。顧問教諭の負担を軽減していく方策を探るため、民間事業者を活用し、専門的指導者を学校に派遣することによって、部活動の指導面の充実と顧問教諭の業務縮減に向けたモデル事業を実施する。
- イ 都立高等学校における県外遠征の実施  
東京都と北海道夕張市による自治体間連携モデル事業の一環として、都立高校生の県外遠征を実施し、競技力の向上を図る。
- ウ 高校生元気アップスポーツ交流事業  
東京都と地方都市との高校生が、スポーツ等を通して交流することにより、東京2020大会への気運を互いに高め合うとともに、また都立高校生が地方都市の地場産業を学び、伝統芸能・文化、地域貢献等を経験することにより、地元の人々との絆を深めながら、我が国の将来を担うための資質・能力の向上を目指す。
- (11) 運動部活動の振興

## 取組の方向5 体を鍛え健康に生活する力を培う

部活動振興基本計画を踏まえ、指導者の減少や生徒のニーズの多様化等の課題に対応していくとともに、生徒の個性・能力の伸長や社会性、生涯にわたる文化・スポーツ等に親しむ態度を育成するために、部活動の振興を図る。

### ア 運動部活動指導者講習会の開催

運動部活動の実技や事故防止等について講習会を開催し、顧問教諭の指導力向上に努める。

### イ 総合体育大会への参加

総合体育大会への参加を通して、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の生徒の健全育成、健康増進及び運動部活動の振興を図る。

### ウ 体力気力鍛錬道場の指定（30校）

体力の向上を図る取組及び部活動の推進を通して、生徒の体力や気力を向上させ、特色ある学校づくりを一層推進する。外部指導員の導入や用具等の充実を図り、部活動の推進に向け環境を整備する。

### エ 青少年を育てる課外活動支援事業

専門的指導や高度な技術指導を必要とする部活動に対し、相応の資格や指導力を有する外部指導員を重点的に導入する。

### オ 地域との連携による都立特別支援学校の部活動振興事業

特別支援教育の充実に資するため、都立特別支援学校の部活動に地域の外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力を一層伸長する。

## <主要施策14 健康づくりの推進>

### 1 健康教育の推進（指導部）

#### (1) 疾病に関する教育の充実

文部科学省が作成するがん教育の資料等について各学校での活用を促すとともに、健康教育推進委員会における有識者等の意見を踏まえて都独自の指導資料を作成・配布し、モデル授業を実施するなどして、全公立学校におけるがん教育を推進する。

#### (2) 性に関する指導の充実

性に関する現代的な課題を踏まえ、児童・生徒の正しい理解を促すため、有識者等の意見を踏まえて「性教育の手引」を改訂し、性に関する指導の充実を図る。

### 2 アレルギー疾患対策の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

#### (1) アレルギー疾患対策の推進

##### ア ガイドライン等に基づいた体制整備

文部科学省監修による「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(平成20年)に基づいた各学校での取組が円滑に進むよう、児童・生徒のアレルギー疾患に対する教職員の理解と対応能力向上に取り組んできた。

平成24年末に都内小学校で起きた事故を受け、再発防止のため、平成25年度以降、都教育委員会では同ガイドラインを補完するマニュアル等を作成・配布するなど、食

物アレルギー事故予防と事故発生時の緊急対応の確立に向けた取組を強化している。

今後も引き続き、以下の点について重点的に区市町村教育委員会及び都立学校を支援・指導し、更なる体制の強化に向けて働き掛ける。

- (ア) 「食物アレルギー対応委員会」の設置による組織的な対応の強化
- (イ) 学校給食における食物アレルギー対応の役割分担の明確化
- (ウ) 校内研修による実践対応力の向上
- (エ) 緊急時（アナフィラキシー発症時等）における対応

#### イ アレルギー疾患対応研修の実施

平成21年度以降、教職員等を対象に、専門医を講師とした研修を実施しており、平成25年度からは、全ての養護教諭とアドレナリン自己注射薬を携帯する児童・生徒の担任教諭、学校栄養職員等を対象として研修を実施している。平成27年度からは管理職を対象とした研修も開催している。平成29年度も研修を継続していくとともに、校内研修を推進する。

### 3 食育の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

#### (1) 食育の推進

##### ア 食育を推進する体制の整備

学校における食育を推進させるため、食育推進チームの設置、栄養教諭、食育リーダー等を中心とした校内体制の整備について、調査等を行い、促進する。

##### イ 栄養教諭の配置による食育の推進

#### (ア) 栄養教諭の配置

平成20年度から各地区に栄養教諭を計画的に配置している。さらに、平成25年度からは複数配置を開始し、食育の推進を図っている。

栄養教諭は、配置地区内の各学校の食育リーダーを支援することで、地区全体の食育を推進する役割を担っている。食育リーダーへの指導・助言を充実し、教科等間の連携を図りながら「生きた教材」である学校給食を活用した食育を一層推進するため、栄養教諭の配置を拡大する。

#### (イ) 地場産物を活用した食育の実践研究

地域の自然や文化、地域の食に係る産業、自然環境の恵沢に対する児童・生徒の理解の増進を図るには、学校給食に地場産物を活用した食育が有効である。

栄養教諭は、配置地区で継続して地場産物を活用した食育の実践研究を行い、地区全体の食育の充実を図る。

研究内容は以下のとおりである。

- a 地域生産者との連携
- b 地場産物を活用した学校給食のメニューの作成
- c 地場産物を活用した「食に関する指導の全体計画」の作成
- d 生産体験学習など地域に密着した食育の実践

##### ウ 学校給食における地産地消

農地のない都心部の学校においても地場産物を活用した食育や地産地消を行うことができるようにするために、関係諸機関と連携を図り、学校給食において、島

#### 取組の方向5 体を鍛え健康に生活する力を培う

しよを含めた東京産の水産物や地場産野菜の活用を推進する。

IV

平成29年度  
教育庁  
主要  
事務  
事業